

(2005年3月30日「追加意見の提出」 山田 眞次郎)

### 1．大企業と中小企業との関係

大企業と中小企業との関係では、知的財産の取扱について、力関係から、中小企業が泣き寝入りさせられることが多い。例えば共同開発の特許を召し上げられるといったことは日常茶飯事である。

したがって、中小企業が大企業との共同開発や取引などにおいて、知的財産に関しての不利を被らないように、例えば下請代金支払遅延等防止法のような、中小企業知財保護法(仮称)を整備するとともに、独占禁止法の運用に関して、知的財産についてやっていいことといけないことを明確にするガイドラインを整備すべきである。

### 2．知的財産の裁判制度

中小企業は、大企業から知的財産を侵害され、裁判に持ち込んだとしても、結局は体力が続かない。中小企業が勝訴したとしても、大企業の賠償は実際の侵害の一部だけであり、結局は侵害し得となっている。

したがって、政府は真に国民、中小企業の立場に立って、実質的な不公正を許さないよう、裁判制度を改善すべきである。

知的財産を侵害し得とならないよう、損害賠償制度を抜本的に改めるべき。

裁判において知的財産を侵害された者の負担を軽減するため、立証責任や証拠開示、訴訟費用負担の制度の抜本的な改革を行うべき。

また、これらの制度改正が、既存の法や制度の枠組みで出来ないというのなら、その枠組み自体から見直すことが、法律関係に従事する行政や法律家の責務ではないか。

### 3．特許費用の減額

中小企業は大企業に比べて資金的余裕がなく、特許の出願料や年金は大きな負担となっている。特に、中小企業は外国出願をする資金的余裕はなく、国内出願で精一杯というのが実情である。この問題を解決しなければ、折角中小企業が画期的な技術開発をしても芽が出ないで終わってしまう。手助けが是非とも必要である。

しかしながら、現行の減免制度はその適用要件が厳しく、実際にはほとんどの中小企業には使えないというのが現状である。

政府は、中小企業の創出する技術の重要性和、料金負担の現状を踏まえ、他の予算を削ってでも、思い切った中小企業に対する費用の減額を行うべきである。